

お問い合わせ先

海上保安庁警備救難部警備課課長補佐

高橋 泰史（内線 5602）

代表：03-3591-6361

直通：03-3591 - 9795（警備救難部警備課）



平成24年9月14日

海上保安庁

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行 に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令について

1. 背景

第180回通常国会において、海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第71号。以下「改正法」という。）が成立し、平成24年9月25日に施行される。

改正法は、我が国周辺海域における情勢の変化等に対応して、海上保安官等が一定の離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、立入検査を行わずに勧告及び退去命令を行うことができることとする等の所要の措置を講ずるものである。

本政令案は、改正法の施行に伴い必要となる関係政令の改正を行うものである。

2. 概要

（1）国土交通省組織令（平成12年政令第255号）の一部改正

海上保安庁警備救難部の所掌事務に「海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること」と及び「海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること」を追加するとともに所要の規定の整備を行う。

（2）統計法施行令（平成20年政令第334号）の一部改正

統計法上の統計調査（行政機関等が統計の作成を目的として団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査）の範囲から除かれる海上保安庁の事務として「海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること」と及び「海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること」を追加するとともに所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール

閣	議	平成24年9月14日（金）
公	布	平成24年9月20日（木）
施	行	平成24年9月25日（火）